

「税務システム等標準化検討会軽自動車税ワーキングチーム（WT）」

第5回帳票WT議事概要

日時：令和3年3月24日（水）13：30～14：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

横山 隆志	浜松市財務部 市民税課 副主幹
峯松 拓吾	神戸市行財政局 税務部 法人税務課 軽自動車税担当 係長
小林 珠子	三鷹市市民部 市民税課 税務管理係 主任
市川 和夫	富士市総務部 情報政策課 主幹
山本 修平	豊橋市財務部 資産税課 主事
溝渕 みのり	南国市税務課 主事
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
櫻井 正嗣	地方税共同機構システム部 運営管理グループ 課長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長

欠席：

大塚 樹里子	前橋市財務部 市民税課 主任
田平 江里	飯田市総務部 総務部 税務課 諸税係 主査
小林 佑輔	三条市総務部 税務課 係長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

谷 剛史	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室 理事官
前川 雄一郎	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室 法制係 係長
宇良 颯	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室 法制係 事務官

【議事次第】

標準仕様書たたき台（帳票）の検討

【意見交換（概要）】

■（資料2）帳票48. 課税物件異動通知書について

→課税物件異動通知書の目的として、他自治体の廃車受付を行ったことを当該自治体へ連絡することで重複課税を避けるためと認識している。そのため、印字項目を検討する観点としては、通知を受ける自治体側の廃車登録の際に必要な情報を定義することが適当と考えている。全国照会において、型式認定番号、型式、原動機型式が必要との意見が出されたため、廃車登録に必要な情報であるか確認させていただき、必要であれば、必須項目と整理することとしたい。

- 当市では左記の印字項目を使用していないが、隣接自治体では農耕車両を判別する際に型式の情報が必要と聞いている。
- 当市のシステムでは型式認定番号があることで入力負荷が軽減される仕組みとなっており必要と考える。
→自治体によっては型式認定番号を入力していないため、出力した帳票の当該欄が空欄で通知されるケースも考えられる。その場合に事務上の混乱が生じないか懸念していたが、その点は問題ないか。
- 現状も空欄で送られるケースはあるが対応自体は問題ない。通知される側として事務上の理由で印字項目としては存在した方が良く考える。
→承知した。構成員意見を踏まえて、必須項目の整理とする。

■（資料２）帳票 59. 標識交付証明書について

- 帳票印字項目「旧標識番号、所有形態、申告区分」については、事前確認の際にはオプションでの検討とされていたが外部機関（保険会社）で必要としている可能性を踏まえ、必須項目の類型として定義する必要性・懸念点を確認したい。
- 旧標識番号が標識交付証明書に印字されるということか。
→全国照会において、旧標識番号欄が標識の盗難紛失時に必要な情報であるため追加してほしいとの意見を踏まえて検討事項とした経緯があるが、同様の運用を行っている構成員がいれば意見をお聞きしたい。
 - 自治体によって運用が異なるかもしれないが、当市では一度廃車登録を経た後に、標識登録しているため、標識交付証明書の再発行ではなく廃車登録の手続きを取る事となる。
 - 当市でも同様に、一度廃車手続きを経て、新たに標識交付手続きを踏む事となる。そのため、標識交付証明書に旧標識番号は不要と考える。
→承知した。議論を踏まえ、帳票要件（印字項目）から削除する方針とする。

■（資料２）帳票 69. 住民票の照会について

- 構成員よりご提案いただき、本帳票の印字項目について、世帯員全員の要否とは別途に「本籍地・筆頭者・世帯主・続柄」それぞれで要否を記載する項目が必要であるという認識で良いか確認したい。
- 相続人の調査の際などに住民票照会を行うが、当該情報をもとに戸籍照会を行う流れになる。戸籍照会を行うにあたっては、当該情報が必要であるため、照会項目として存在する方が良く考えての意見であった。
 - 帳票に当該項目が印字されていれば便利だと考える。照会に用いて、回答を受領したいが、現状では回答欄が整備されていない。
 - 同じく、追加されれば便利だと考える。
→承知した。「本籍地の要否」「筆頭者の要否」「世帯主の要否」「続柄の要否」を必須の印字項目とする。併せて、回答欄も定義する。

以上